



発行 東京都

目次

63

○東京都職員服務規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…

訓 令（教）

○東京都教育委員会職員服務規程の一部改正……………

○東京都立学校職員服務規程の一部改正……………

規 程（文）

○東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………

訓 令（水）

○東京都水道局処務規程の一部改正……………

規 程（下水）

○東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………

訓 令

●東京都訓令第二十七号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
取 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第七条の二の次に次の一条を加える。

（パワー・ハラスメントの禁止）

第七条の二の三 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行つてはならない。

附 則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第十二号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会職員服務規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

東京都教育委員会

第七条の二の次に次の一条を加える。

（パワー・ハラスメントの禁止）

第七条の二の三 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるよ

うなものを行つてはならない。

附則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十三号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

東京都立学校職員服務規程（昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

東京都教育委員会

第六条中「勤務を割り振られない日」の下に「都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十五条、」を加える。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（パワー・ハラスメントの禁止）

第八条の二の三 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行つてはならない。

附則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

規程（交）

●交通局規程第四十七号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年五月二十九日

東京都交通局長代理

次長 久我英男

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員服務規程（昭和五十年交通局規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（パワー・ハラスメントの禁止）

第十二条の二の三 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行つてはならない。

附則

この規程は、令和二年六月一日から施行する。

訓令（水）

●東京都水道局訓令第六号

局内一般各事業所

東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

東京都水道局長 中嶋正宏

第五十一条の二の三を第五十一条の二の四とし、第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（パワー・ハラスメントの禁止）

第五十一条の二の三 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行つてはならない。

附則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十二号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年五月二十九日

東京都下水道局長 和賀井克夫

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の三を第六十四の四とし、第六十四条の二の次に次の一条を加える。

（パワー・ハラスメントの禁止）

第六十四条の三 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与

え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員
の勤務環境を害することとなるようなものを行つてはな
らない。

附 則

この規程は、令和二年六月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

